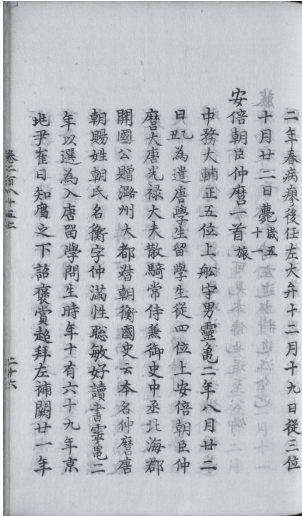


阿倍仲麻呂

仲麻呂伝の成立過程

浜田久美子



「東征伝絵巻」(唐招提寺蔵) 中国・揚州延光寺で鑑真に会う藤原清河一行。中央の直衣が清河。阿倍仲麻呂は黒の東帯姿のうちの一人か。

「古今和歌集目録」(国立国会図書館蔵『群書類従』巻285上、国立国会図書館デジタルコレクション)

リポジトリの公開に際して、著作権の関係により冊子体掲載の図を非表示としています。

「吉備大臣入唐絵巻」(Minister Kibi's Adventures in China, Scroll 2/William Sturgis Bigelow Collection, by exchange 32.131.2/Photograph © 2018 Museum of Fine Arts, Boston. All rights reserved, ボストン美術館蔵, ユニフォトプレス提供) 唐で楼に幽閉された吉備大臣(吉備真備)のもとに来た鬼は衣冠姿に形を変え、「日本の遣唐使」「安倍氏侍りや」と言う。阿倍仲麻呂の亡霊の鬼の助けで吉備大臣は唐から出された難題を切り抜ける。

はじめに

阿倍仲麻呂といえは、『百人一首』にも含まれる「天の原ふりさけみれば春日なる三笠の山にいでし月かも」の歌を思い浮かべる人が多いだろう。玄宗皇帝（在位七一二〜七五六年）のもとで唐朝に仕え、帰国できずに唐で没した悲運の人物というのがこの歌に伴うイメージであろう。しかし、「天の原」の和歌は仲麻呂没後一三〇年以上を経て編纂された『古今和歌集』に収録されるまで他の史料にはみえず、仲麻呂の唐での官職も史料によりさまざまである。さらに、肝心の日本古代の史料には仲麻呂はほとんど登場しない。すなわち、日本の律令国家が仲麻呂を見る目は現代より冷静であったのではないか。本稿では、仲麻呂の官歴を伝える日本史料の成立過程を検討し、古代律令国家の阿倍仲麻呂像を考察したい。

一 史料にみえる官歴

阿倍仲麻呂の官歴については、杉本直治郎氏による詳細な研究がある⁽¹⁾。個々の官職についてはそちらに譲るが、すべてが唐における官歴であり、整理すると「表1」のようになる。仲麻呂の官歴の性格として、玄宗皇帝の寵臣としての侍従職で、安南（ベトナム）の地方官となるのは肅宗（在位七五六〜七六二

年）以後であることや、詔勅の起草や人事など国政の実権に密接な職には就いていないことなどが指摘されている⁽²⁾。

ここでは出典に注目して次の二点を特徴に挙げたい。一点目は、出典の多くが中国史料であることだ。ここでいう中国史料は、『旧唐書』『新唐書』『通鑑』『唐会要』などの中国正史と、王維や儲光羲など盛唐の詩人の作品に大別でき、そのほか入宋僧成尋の日記『參天台五臺山記』が引用する「楊文公談苑」（北宋宋庠（一〇六六）編⁽³⁾）も中国史料とみなした。唐詩や「楊文公談苑」が中国正史を補う情報を含むことは「表1」から明らかであろう。

二点目は、官歴を載せる日本史料が僅かであり、かつ内容が中国史料と重ならないことである。仲麻呂の官歴を載せる日本の正史は『続日本後紀』（以下『続後紀』）のみであるが、加えて注目できるのが鑑真とともに来日した弟子の思託による情報『唐大和上東征伝』『延暦僧録』である。鑑真は唐の天宝十二載（七五三）、揚州で藤原清河、大伴古麻呂、吉備真備、阿倍仲麻呂らの訪問を受け、その後日本に向けて渡海しているため、鑑真のそばにいた思託による情報は信憑性が高いといえる。一方で、『続後紀』と『古今和歌集目録』にある光祿大夫や御史中丞、北海郡開国公については中国史料にみえず、後述のように、他の遣唐使（とりわけ藤原清河）の官職との混同が指摘さ

表 1 阿倍仲麻呂の官歴

官歴	相当品階	期間(杉本説)	出典	
			中国史料	日本史料
太学	—	開元 9(721)～開元 15(727)	談苑・王維序・儲光羲	
校書(司経局)	正九品下	開元 9(721)～開元 15(727)	儲光羲	
(左)拾遺	従八品上	開元 15(727)～開元 19(731)	姓解「拾遺」	
左補闕	従七品上	開元 19(731) * 1	旧唐書・新唐書・唐会要・談苑「補闕」・趙驛「補闕」	古今目録
儀王友	従五品下	開元 22(734)～天宝 10(751)	旧唐書・新唐書	
衛尉少卿	従四品上	天宝 11(752)～天宝 12(753)	通典	
秘書監	従三品	天宝 12(753)	談苑「檢校秘書監」・王維	
衛尉卿	従三品	天宝 12(753)		東征伝・延暦僧録
左散騎常侍	従三品	上元中(760～761) * 2	旧唐書・新唐書・唐会要「右常侍」・冊府元龜・談苑「右常侍」	続後紀「右散騎常侍」・古今目録「散騎常侍」
鎮南都護	正三品	上元中(760～761)	旧唐書・新唐書「安南都護」・唐会要「安南都護」・安南志略「安南都護」・談苑「安南都督」	
安南節度使	正三品	永泰 2(766)	冊府元龜	
(光禄大夫)	従二品	仲麻呂の官歴とはみなさず		続後紀・古今目録
(御史中丞)	正五品上			
(北海郡開国公)	正二品			
贈潞州大都督	従二品			

* 1 村上哲見(註(2)書)は趙驛時の「西掖」が中書省の雅称であることから右補闕であるとす。

* 2 上野誠(註(2)書)は広徳 2(764)にも左散騎常侍であったとする。

【出典】「」は表 1 での略称

中国史料：「旧唐書」巻 199 上東夷伝日本、「新唐書」巻 219 東夷伝日本、「通典」巻 185 辺防 1 東夷上倭、「唐会要」巻 100 日本国、「冊府元龜」巻 977 外臣部降附、「安南志略」巻 9、「姓解」巻 3、「談苑」參天台五臺山記巻 5 延久 4 年 12 月癸卯条所引楊文公談苑、「王維序」「王維」送秘書晁監還日本国并序、「儲光羲」洛中貽朝校書衡、「趙驛」送晁補闕歸日本国

日本史料：「続後紀」続日本後紀承和 3 年 5 月戊申条、「東征伝」唐大和上東征伝天宝十二載、「延暦僧録」東大寺要録巻 1 所引延暦僧録文勝宝感神聖武皇帝菩薩伝、「古今目録」古今和歌集目録

表2 日本の正史にみえる阿倍仲麻呂

①続日本紀	天平十一年（七三九）十一月三日	平朝臣臣広成等拜朝…逢本朝学生阿倍仲滿、便奏將入朝、請取渤海路歸朝。天子許之、給船糧發遣…。
②続日本紀	宝龜元年（七七〇）三月四日	初問新羅使來由之日、金初正等言、在唐大使藤原河清・学生朝衡等、属宿衛王子金隱居帰郷、附書送於郷親…。
③続日本紀	宝龜六年（七七五）十月二日	前右大臣正二位勲二等吉備朝臣真備薨…我朝学生、播名唐国者、唯大臣及朝衡二人而已…。
④続日本紀	宝龜十年（七七九）五月二十六日	前学生阿倍朝臣仲麻呂、在唐而亡。家口偏乏、葬礼有闕。勅賜東施一百疋、白綿三百屯。
⑤類聚国史 卷一八七	延暦十七年（七七八）五月二十七日	正五位下羽栗臣翼卒云々。父吉麻呂、靈龜二年、以学生阿倍朝臣中麻呂僱人入唐、娶唐女、生翼及翔…。
⑥日本紀略	延暦二十二年（八〇三）三月六日	入唐大使贈從二位藤原朝臣河清…可贈正二位。河清、贈太政大臣房前之第四子也…天宝十二載、与留學生朝衡、同舟帰朝、海路逢風、漂泊安南…。便附聘唐使、贈遣往歲衡本朝命入唐使并留学等。在彼身没者八人位記、以慰幽魂。其詔詞曰…故留学問贈從二品安倍朝臣仲滿、大唐光祿大夫、右散騎常侍…。
⑦続日本後紀	承和三年（八三六）五月十日	

「…」は中略を表す

れている。これらの官職については、出典となる史料の成立過程を検討する必要があるため、以下でみていくことにしたい。

二 日本史料の検討

（一）仲麻呂記事の特徴

阿倍仲麻呂は、靈龜二年（七一一）の遣唐使に随行して唐に留学した⁽⁴⁾。天平勝宝の遣唐大使藤原河清と同船で帰途に就いたが、安南に漂着、後に清河とともに唐に戻る。宝龜十年（七七九）に清河への追贈や仲麻呂の死亡を伝える記事（表2）⁽⁴⁾がみえるため、前年に帰国した宝龜の遣唐使が彼らの死を伝えたとされる。仲麻呂の没年については『古今和歌集目録』（後掲）が唐の大暦五年（七七〇）とするが、これを清河の没年とみる説もあり定かではない。

〔表2〕は日本の正史にみえる仲麻呂に関する記述を一覧にしたものである。表からは次の三点が明らかになる。まず、入唐以前の仲麻呂についての記事がないこと、次に仲麻呂の肩書が一貫して「学生」であること、最後に仲麻呂の単独の記事は④宝龜十年の死亡記事のみで伝記はないことである。

鑑真や思託、帰国した遣唐使らにより、仲麻呂の唐での情報は日本に伝えられていたはずである。しかし、正史に唐での官職は記されず、死後も肩書は「学生」のままであった。これは、

天平勝宝四年（七五二）の入唐時に正四位下の遣唐大使藤原清河が、在唐中に仁部卿、常陸守、従三位に任官・叙位され、追悼記事には伝記が付されているのは対照的である。仲麻呂と清河の違いは律令官人であったか否かである。日本の位階や官職を得ることがなかった仲麻呂は、律令国家の官人とみなされなかったのである。日本の正史に記載が僅かなのはそのためであろう。

（二）『古今和歌集目録』の考察

日本の正史には仲麻呂の伝記がないが、『古今和歌集』の歌数と作者の略伝を記す『古今和歌集目録』（以下『目録』、十二世紀初頭成立）⁷⁾には、「天の原」の歌の作者として阿倍仲麻呂の伝記が以下のとおり付されている（内容から段落を分け a・b・c を付した）。

安倍朝臣仲麿一首 旅

a 中務大輔正五位上船守男。靈龜二年八月廿二日乙丑、為遣唐学生留學生¹⁾。従四位上安倍朝臣仲麿、大唐光祿大夫・散騎常侍兼御史中丞・北海郡開国公・贈潞州大都督朝衡。

b 国史云、本名仲麿、唐朝賜姓朝氏名衡字仲満、性聡敏、好²⁾讀書。靈龜二年以³⁾選為⁴⁾入唐留學問生⁵⁾、時年十有六。十九年京兆尹崔日知薦⁶⁾之、下⁷⁾詔褒賞、超拜⁸⁾左補闕⁹⁾。

廿一年以¹⁰⁾親老¹¹⁾上¹²⁾請歸¹³⁾、不¹⁴⁾許。賦詩曰、「慕¹⁵⁾義名空在、愉¹⁶⁾忠孝不¹⁷⁾全、報恩無¹⁸⁾有¹⁹⁾日、歸国定何年」。至²⁰⁾于天宝十二載、与²¹⁾我朝使參議藤原清河²²⁾同船溥歸、任²³⁾風掣曳、漂²⁴⁾泊安南²⁵⁾、属²⁶⁾祿山構逆、群盜蜂起、而夷獠放横、劫²⁷⁾殺衆類²⁸⁾、同舟遇²⁹⁾害者、一百七十余人、僅遣³⁰⁾十余人。以³¹⁾大曆五年正月³²⁾薨、時年七十三。贈³³⁾潞州大都督。

c 明達律師伝云、有³⁴⁾夢³⁵⁾松尾明神³⁶⁾。天王寺借住僧等之靈驗也。各委³⁷⁾不³⁸⁾記。可³⁹⁾見⁴⁰⁾本伝⁴¹⁾也。追⁴²⁾至⁴³⁾公卿⁴⁴⁾。

略伝は、a・b・cの三種類が合体したものと思われる。cは『扶桑略記』や『元亨釈書』にみえる明達を阿倍仲麻呂の生まれ変わりとする後世の説話に基づく内容であり、ここでは触れない。

aは後半「大唐光祿大夫・散騎常侍兼御史中丞・北海郡開国公・贈潞州大都督朝衡」部分が『続後紀』承和三年（八三六）五月戊申条（後掲）にみえるが、それ以外の情報は他の史料にみえない。父とされる船守は、養老七年（七二三）に正五位上に叙されたことが知られるが、中務大輔への任官や仲麻呂との関係がわかる史料はない。遣唐留學生任命を靈龜二年八月二十二日とするのは、大使・副使の任命が『続日本紀』では八月二十日なので妥当と思われるが、従四位上については、仲麻呂死亡時（表2）④に日本の位階はみえず、誤りとみるべきで

ある。

b については、『目録』が引く「国史云」は仲麻呂を含み七例あり、仲麻呂と都良香の一部を除き六国史からの引用であることが判明している。⁽¹¹⁾「開元」十九年京兆尹崔日知⁽¹²⁾以下は具体的内容だが出典は不明である。崔日知が京兆尹であったことは、『旧唐書』卷九九「崔日用附伝」から知られ、『資治通鑑』卷二二一には、開元三年（七一五）十二月に京兆尹から左遷されたとある。これでは「十九年京兆尹崔日知」の記述と合わず、杉本氏は、かつて京兆尹であった崔日知と解釈している。⁽¹²⁾末尾の「以大曆五年正月薨、時年七十三。贈潞州大都督」は『日本紀略』（以下『紀略』）延暦二十二年（八〇三）三月丁巳条の藤原清河追贈記事（表2）⁽⁶⁾の省略部分）に同文があるが、長野正氏はこれを仲麻呂の情報とみている。⁽¹³⁾

では、a・bの関係をどのように考えればよいだろうか。aの出自と略歴は『目録』掲載のすべての人物に付されている基本情報であり、『目録』の地の文と考えたい。ただし、「大唐光祿大夫」以下を『続後紀』からの引用とみるには慎重になる必要がある。というのも、『続後紀』承和三年五月戊申条には、後掲のとおり「大唐光祿大夫」以外にも仲麻呂の記述があるが、それらは引用されていない。また、『続後紀』の引用であれば「国史云」として掲載されるべきであろう。ここでは「大唐光

祿大夫」以下も含めたa部分が、『続後紀』とは別の史料を基に『目録』の地の文として編纂されたと考えておく。『目録』の基本情報の成立は、他の人物伝と合わせて検討する必要がある、今後の課題としたい。

一方、bの「国史云」が六国史という原則を踏まえれば、bはすでに長野氏が延暦二十二年の清河追贈記事に仲麻呂の追贈記事もあったと指摘するように、散逸した『日本後紀』延暦二十二年三月丁巳条の記述とみるべきであろう。⁽¹⁴⁾

『紀略』において清河の追贈記事が採録され、仲麻呂のそれが省略された点について、試みに、『日本後紀』の本文が残る延暦二十三・二十四年の遣唐使関連記事を、『紀略』の記事と比較した。すると、『紀略』では大使藤原葛野麻呂の情報は、対馬到着記事や節刀返上、信物献上記事などすべて採録されており、省略されていたのは到着時の上奏内容のみであった。⁽¹⁵⁾これに対して、判官菅原清公の帰国や遣唐第三船の漂着情報はすべて省かれ、遣唐使への叙位・追贈記事にみえる石川道益の伝記も不採録であった。⁽¹⁶⁾

『紀略』の編者は、「藤原百川伝」の引用や藤原種継事件の記事から藤原式家ゆかりの人物ともされる。遣唐大使は清河、葛野麻呂、常嗣と代々北家で式家ではないが、大使である藤原氏の基本的な情報は採録され、副使以下の藤原氏以外の氏族の情

報は省略されたのであろう。阿倍仲麻呂の情報も省略されたとみるべきだ。

以上のことから、『目録』bは『日本後紀』延暦二十二年三月丁巳条の引用で、『目録』の地の文で従四位上のような信用できない記述を含むaよりも成立が早いと考えられる。

(二) 『続日本後紀』の検討

最後に、『続後紀』承和三年五月戊申条を検討したい。やや長いが全文を挙げる(内容から改行し番号を付した)。

d 便附_レ聘唐使_二、贈_下遣往_レ巖衛_三本朝命_一入唐使并留学等_二、在_レ彼身没者_八人位記_上、以慰_二幽魂_一。

e 其詔詞曰、①故入唐大使贈正二位藤原朝臣清河可_レ贈_二従

一品_一。昔膺_二帝簡_一、遠効_二皇華_一、不利_二帰帆_一、還苦_二

漂梗_一。終在_二殊域_一、俄従_二閩川_一、瞻_二彼云亡_一、良深嗟悼。

宜_下加_二異代之寵_一、以申_中追遠之恩_上。②故留学問贈従二品

安倍朝臣仲滿、大唐光祿大夫・右散騎常侍兼御史中丞・北

海郡開國公・贈潞州大都督朝衡、可_レ贈_二正二品_一。身涉_二

鯨波_一、業成_二麟角_一、詞峰聳_レ峻、学海揚_レ漪。頸位斯昇、

英声已播、如何不_レ愍、莫_二遂言帰_一。唯有_二揆天之章_一、長

伝_二擲地之響_一、追賁_二幽壤_一、既隆_二於前命_一、重叙_二崇班_一、

俾_レ洽_二於命詔_一。③故入唐使贈従四品下石川朝臣道益可

_レ贈_二従四品上_一。忘_レ軀徇_レ節、奉_二使先朝_一、履_レ義資_レ忠、

修_二聘唐国_一。路管_二艱苦_一、泊遭_二沈痾_一、未_レ達_二於中京_一、奄淪_二於下窆_一。興言及_レ此、追以悼傷。伝_二濟靈芝_一、産_二于墳裏_一。蓋由_二幽感_一、克致_レ之歟、宜_下錫_二寵章_一、式旌_中

泉壤_上。④故入唐判官贈従五品下紀朝臣馬主可_レ贈_二従五品

上_一。⑤故入唐判官従五品下勲十二等田口朝臣養年富可

_レ贈_二従五品上_一。⑥故入唐判官従五品下甘南備真人信影可

_レ贈_二従五品上_一。⑦故入唐判官贈従五品下紀朝臣三寅可

_レ贈_二従五品上_一。⑧故入唐判官従五品下掃守宿禰朝臣明可_レ贈_二

従五品上_一。馬主以下至_レ明五人位記、共用_二同詞_一。往參_二

高選_一、出使_二大邦_一、俄淹_二泉台_一、不利_二帰本土_一。仁惻念

_レ旧、彝典无_レ愆。義不_レ忘_レ勞、朝章斯在。宜_下申_二寵渥_一、

用慰_中亡魂_上。

dにあるように、この史料は承和の遣唐使に託された、唐で

没した者の位記の引用が中心となっている。eは仁明天皇の詔

で、末尾に「宜_下申_二寵渥_一、用慰_中亡魂_上」とあるように、承和

の遣唐使に死者の墓前に位記を供えて亡魂を慰めるよう命じた

もので、e部分が①～⑧の八人分の位記の内容である。①藤原

清河は天平勝宝の遣唐大使、②阿倍仲麻呂は養老の遣唐留学生、

③石川道益と④甘南備信影は延暦の遣唐副使と判官、④紀馬主

と⑤田口養年富は天平の遣唐判官、⑥掃守明は大宝の遣唐小位

(判官)、⑦の紀三寅は不明であり、承和の遣唐使以前の八・九

世紀を通じた遣唐使（判官以上）が対象と思われる。唯一留學生で名前が載る阿倍仲麻呂は別格なのだろう。また、宝龜の遣唐使で帰国時に死亡した副使小野石根は含まれず、唐での死没者に限定されている。このような措置は今回限りのものなのか、なぜ行われたかについては今後の課題としたい。⁽¹⁸⁾

これらの位記が唐の告身のようにみえるのは、清河の正二位を除き他の追贈は品階のためである。だが、③の石川道益について『入唐求法巡礼行記』には、長安に行く遣唐判官長岑高名が、揚州に残る円仁に道益の位記・祭文・綿十屯を託し、その書状に、

延暦年中、入唐副使石川朝臣道益、明州身亡。已今有勅、叙三四品位^一。付此使送、贈賜彼隴前^一。須便問台州路次^一。若到明州境、即誦祭文^一、以火烧捨位記之文^一。

とあったことが記されている。⁽¹⁹⁾「今有勅、叙三四品位^一」が③の従四品上追贈と合致することや、延暦二十四年に従四位下を追贈されていること、位記の「奉使先朝^一、履義資忠、修聘唐国^一」などの表現からみても、道益の位記の発給主体は日本とみるべきであろう。⁽²⁰⁾①の清河の位記にみえる唐に対する「殊域」という表現もこのことを裏付ける。

注目されるのは、傍線部の「大唐光祿大夫・右散騎常侍兼御

史中丞・北海郡開国公・贈潞州大都督朝衡」を除けば、八人の表記が「故大唐大使」「贈正二位」「藤原朝臣清河」「可贈従一品」のように遣唐使の肩書、位階（品階）、氏名、追贈品階の書式で揃うことである。清河も唐で正二品相当の特進であったが、ここには書かれていない。仲麻呂のみが五つの官職を記し末尾に「朝衡」という唐名がみえるのは、とりわけ八人の位記すべてを日本で作成したならば不審である。このため、傍線部は唐の告身などに基づく『続後紀』編纂時の注記や後の書き入りの可能性がある。新訂増補国史大系本に校異はなく、注記説は推測にすぎないが、前述のとおり、同内容の一節が十二世紀成立の『目録』の地の文にあることから、傍線部の出典を『続後紀』のe部分の日本の位記と区別して検討する余地があるのではないだろうか。この点については今後も追究していきたい。

おわりに

以上、日本史料にみえる仲麻呂情報を検討したところ、仲麻呂の官歴を載せるのは、仲麻呂と同時代の思託による情報を除けば、『続日本後紀』と『古今和歌集目録』のみであった。そのなかで最も成立が古いと判断したのが、『目録』が引用する「国史云」であり、『日本後紀』延暦二十二年三月丁巳条に該当

するという長野説を妥当とした。当該条の仲麻呂の官歴は左補闕と贈潞州大都督であり、贈潞州大都督は清河への贈官として『紀略』に記録されるが、仲麻呂のものとみるべきである。

また、「大唐光祿大夫・右散騎常侍兼御史中丞・北海郡開國公」は「贈潞州大都督」とセットで記録されているため、『続後紀』の注記や後の書き入れであつても信憑性は高いといえる。しかし、延暦二十二年時点では日本に伝えられていなかった官職である。これらの情報は、延暦または承和の遣唐使や留学生、留学僧の帰国によりもたらされたと考えられる。

前掲『続後紀』の仲麻呂の位記には、「業成^レ麟角^一、詞峰聳^レ峻、学海揚^レ漪。顕位斯昇、英声已播」とある。仲麻呂は律令官人でないため正史の肩書は常に「学生」であつたが、位記では学問や漢詩の才能、唐で高位高官を得たことが高く評価されている。このような評価は、仲麻呂没後に入唐した延暦の遣唐使、とりわけ菅原清公や空海、さらに嵯峨天皇の文章経国思想の時代の文人たちにより積極的に広められたと思われる。

註

- (1) 杉本直治郎『阿倍仲麻呂伝研究』手沢補訂本（勉誠出版、二〇〇六年、原本は育芳社一九四〇年刊）。
- (2) 上野誠『遣唐使阿倍仲麻呂の夢』（角川学芸出版、二〇一三年、八五頁）、榎本淳一『阿倍仲麻呂』（佐藤信編『古

代の人物 二 奈良の都』清文堂出版、二〇一六年）。また、仲麻呂の科挙合格（楊文公談苑）の「隸太学^レ心学^一」には、慎重な見解が示されている（村上哲見『阿倍仲麻呂と唐の詩人たち』『漢詩と日本人』講談社、一九九四年、川本芳昭「崔致遠と阿倍仲麻呂」「東アジア古代における諸民族と国家」汲古書院、二〇一五年、初出は二〇〇三年）。

- (3) 藤善眞澄「成尋と楊文公談苑」（參天台五臺山記の研究）関西大学東西学術研究所、二〇〇六年、初出は一九八一年。
- (4) 『扶桑略記』靈龜二年八月条では、大伴山守が大使、多治比原守と阿倍仲麻呂が副使に任命されているが、副使の情報は誤りである。『続日本紀』では、遣唐使が多治比原守、大使阿倍安麻呂は後に大伴山守に交代し、副使は藤原馬養（字合）である。
- (5) 『続日本紀』宝龜十年二月乙亥（四日）条。
- (6) 増村宏「遣唐大使藤原清河の年齢」（『遣唐使の研究』同朋舎出版、一九八八年、初出は一九八一年）。
- (7) 『目録』の作者は藤原仲実（一〇五七—一一一八）とされるが（『群書解題』九、統群書類従完成会、一九六〇年）、西村加代子「古今和歌集目録」作者考」（『中古文学』二五、一九八〇年）は、『古今和歌集』の目録は何種もあり、現存本文は仲実撰でなく、平安末期に歌人勝命（藤原親重、没年は一一八四年以降）の撰したものとす。また、寿永二年（一一八三）成立とされる顕昭「古今集註」にも仲麻呂記事はあるが、『目録』a部分とほぼ同内容であるため本稿での検討は省略した。
- (8) 増村前掲註（6）論文では、宮内庁書陵部本と内閣文庫本がbの「至于天宝十二載」以下を改行しているため、「国史云」とは異なる出典とみるが、本稿では「十九年京兆尹」

以降は唐での経歴であり、内容的につながるため「至于天宝十二載」以下も「国史云」の引用と考えたい。

- (9) 『扶桑略記』天慶三年(九四〇)正月二十四日条、『元亨釈書』卷十叡山明達条。

- (10) 『続日本紀』養老七年正月丙子(十日)条。『日本後紀』大同三年(八〇八)六月甲子(十三日)条の安倍弟当の卒伝には「正五位上勲五等船守之孫」とあり、勲位を得ていたことがわかる。

- (11) 長野正「藤原清河伝について―その生没年をめぐる疑問の解明―」(和歌森太郎先生還暦記念論文編集委員会編『古代・中世の社会と民俗文化』弘文堂、一九七六年)、小山田和夫『古今和歌集目録』所引「国史」考(『立正大学文学部論叢』一〇七、一九九八年)。都良香については、伯父腹赤の記述の出典が不明だが、『日本紀略』天長二年(八二五)七月戊申条に腹赤の卒伝があるため、『日本後紀』同日条に基づくと考えられる。

- (12) 杉本前掲註(一)書、二一九―二二六頁。

- (13) 長野前掲註(11)論文。ただし、註(6)のとおりの増村氏はこの部分を藤原清河に関する内容とする。

- (14) 長野前掲註(11)論文。

- (15) 『日本紀略』延暦二十四年六月乙巳(八日)、七月戊辰朔、辛巳(十四日)条。

- (16) 『日本後紀』延暦二十四年六月甲寅(十七日)、七月癸未(十六日)、七月壬辰(二十五日)条。

- (17) 坂本太郎『日本紀略』(『坂本太郎著作集5 修史と史学』吉川弘文館、一九八九年所収「史書を読む」、初出は一九八一年)。

- (18) この時の位記焼却については、稲田奈津子「文書を焼く」

(義江彰夫編『古代中世の社会変動と宗教』吉川弘文館、二〇〇六年)が那波利貞「焚黄儀節攷―慈覚大師円仁の入唐に関連して―」(『史窓』二〇、一九六二年)や小野勝年『入唐求法巡礼行記の研究』一(法蔵館、一九八九年)の先行研究を紹介する。

- (19) 『入唐求法巡礼行記』卷一、開成三年(八三八)十月四日条。

- (20) 『日本後紀』延暦二十四年七月壬辰(二十五日)条。

- (21) この追贈を唐朝によるものとする森克己「遣唐使」(『新編森克己著作集5 古代・近代日本の対外交流』勉誠出版、二〇一五年、二〇〇頁、初出は一九五五年)に対しては、小野前掲註(18)書、二三一頁の批判がある。『朝野群載』卷二十異国に掲載の唐朝による高階遠成への位記と、日本からの渤海使裴璆への位記の書式を参考にしても、『続後紀』本条の位記は後者の日本の書式と類似していることがわかる。

(はまだ・くみこ)早稲田大学・法政大学等非常勤講師